

自己評価報告書

平成 23 年 5 月 11 日現在

機関番号：1390188925

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730469

研究課題名 (和文)

裁判員裁判における目撃記憶の信頼性評価に関する心理学的研究

研究課題名 (英文)

How citizen judges evaluate the reliability of eyewitnesses?

研究代表者

石崎 千景 (ISHIZAKI CHIKAGE)

名古屋大学・大学院法学研究科・特任講師

研究者番号：00435968

研究分野：認知心理学

科研費の分科・細目：心理学・実験心理学

キーワード：目撃記憶、裁判員制度、素朴理論

1. 研究計画の概要

本研究の目的は、裁判員裁判における「目撃記憶の信頼性評価」の問題について、心理学的な観点からアプローチを行うことである。裁判員裁判では、裁判官と裁判員とがそれぞれ目撃記憶（証言）の信頼性を評価することになる。しかしながら、両者が公判から得られた情報をどのように処理し、目撃記憶の信頼性を評価するのかといった認知的なメカニズムの解明は、これまでに十分議論が行われていない。目撃記憶の信頼性評価における認知的なメカニズムを解明することは、ヒトの情報処理に関する基礎心理学的な知見に加え、より有効な裁判員裁判のあり方を議論する上での基盤的な知見を提供することにもつながる。そこで本研究では、どのような情報処理の過程を経て、裁判において目撃記憶の信頼性が評価されるのかを明らかにする。

2. 研究の進捗状況

石崎・仲 (2007) によれば、目撃記憶の信頼性を推定可能と思われる情報が複数ある場合、裁判員は個々の情報に対して、必ずしも排他的に重みづけを行っているわけではない。情報の重みづけは、事案に含まれる他の情報の影響を受けて相互作用的に変化する可能性が示唆される。そこで、本研究では、事案に含まれる情報の相互作用によって、裁判員による目撃証言の信頼性評価のあり方がどのように変化するかを調べた。

第一に、以下の実験を行い、上記知見の精緻化を試みた。事件の目撃者が被疑者（成人男性）を犯人であると同定する架空の事例を、冊子によって参加者に提示した。各事例は、

(1) 証人の確信度（高、低）、(2) 凶器注目の有無、(3) 目撃から犯人識別までの遅延（1日、1週間、3ヶ月）、(4) 被疑者の特性（既知人物、異人種、記述なし）の4要因の組み合わせによって構成された。参加者は、各事例における犯人識別（目撃記憶）の信頼性について、7件法で評価した。

その結果、被疑者が異人種の場合にのみ、遅延の効果は有意であった。つまり、参加者と同じ人種の犯人を目撃したとする証言に比べ、異人種の犯人を目撃したとする証言の信頼性は、目撃から時間が経過するにつれて低下しやすい傾向にあったといえる。このことから、石崎・仲 (2007) で示唆されたように、情報の重みづけは、必ずしも個々の情報ごとに独立して行われるわけではなく、事案に含まれる他の情報の影響を受けて相互作用的に変化する可能性が確認された。

第二に、子どもの目撃証言を対象として、上記に準じた実験を行い、上記知見の拡張を試みた。一般的に、子どもの証言は、成人の証言に比べ、信頼性が低いと判断されやすい。しかし、現実の目撃事態において、証言の信頼性評価に結びつく情報が証人の年齢だけであるという状況は想定され難い。目撃から証言までの遅延日数や証人の確信度といった複数の情報も同時に存在することを考慮しなければならないだろう。そこで、(1) 証人の年齢に加え、(2) 証人の確信度、(3) 凶器に関する詳細な供述の有無、(4) 目撃から犯人識別までの遅延日数の要因が交絡した事例を提示し、子どもの証言の信頼性がどのように評価されるのかを検討した。

その結果、(1) 子どもの証言は、成人に比べて信頼性が低いと判断される傾向にあった。しかし、(2) “詳細な供述”、“高い確信

度”，“目撃から犯人識別までの遅延が少ない”という情報を含む子どもの証言は、これらの情報を含まない成人の証言よりも信頼性が高いと判断された。子どもによる目撃証言の信頼性は、証言の信頼性と関連する他の要因との相互作用によって変化すると考えられる。

また、(3) 確信度が証言の信頼性に影響を及ぼしたのは、詳細な供述が得られた場合のみであった。詳細な供述が得られなかった場合、確信度の高さは証言の信頼性に影響しなかった。このことは、上記(2)において子どもの証言の信頼性を高めた情報が、証言の信頼性に対して必ずしも独立に（加算的に）影響していなかった可能性を示唆する。証言の信頼性に及ぼす情報の影響力は、情報間の相互作用によって変化すると考えられた。

以上、裁判員による認知的な情報処理のダイナミズムが、目撃証言の信頼性評価に強く関与する可能性が示唆された。

3. 現在までの達成度

現在までのところ、研究の達成度は“③やや遅れている”に該当すると考えられる。その理由としては、次の2点があげられる。

第一は、今後の研究計画として予定されている、模擬裁判実験の実施が遅れていることである。模擬裁判実験では、実際の裁判に近似した条件の設定が必要となる。これに伴い、参加者から開示を求められる可能性のある裁判資料を作成し、それらの整合性を確認するための予備実験等に対して時間を要した。

第二は、予定されている判例の分析が遅れていることである。判例は、(1) 収集と分析に関して高い専門性が必要であり、そして(2) 量的に膨大である。このため、判例分析に適したものを収集するために時間を要した。

4. 今後の研究の推進方策

本年度は、下記の方策によって、研究を推進していく予定である。

(1) 模擬裁判実験について

昨年度までに、すでに予備実験を行っている。また、実験参加者や実験施設の確保については見通しが立っている。本年度は、これまでに得られた知見に基づき、実験パラダイムを精緻化した上で、本実験を行う。

(2) 判例分析について

昨年度に引き続き、法学者の協力を得て判例の収集を行う。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 石崎千景. (2010). 日本における法と心理学研究の動向と展望. 法と心理, 9, 31-36, 査読有.

[学会発表] (計2件)

- ① 石崎千景・山崎優子・仲真紀子. (2009). 子どもの証言の信頼性はどのように評価されるか? 法と心理学会第10回大会. 於國學院大學. 2009年10月24日
- ② Ishizaki, C., & Naka, M. (2009). How do prospective lay judges assess the reliability of eyewitness identification? Poster presented at The 11th European Congress of Psychology, Oslo, Norway, July 7-10.